

福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療 (91)

(平成30年1月1日現在)

| 市 町 名 | 一部負担金 |
|-------------|--|
| 広島市 府中町 海田町 | 入院・通院とも無料 |
| 福山市 | 1 医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで |
| 坂町 | 1 医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |
| 上記以外の市町 | 1 医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |

2 ひとり親家庭等医療 (92)

(平成30年1月1日現在)

| 市 町 名 | 一部負担金 |
|---------|--|
| 広島市 府中町 | 入院・通院とも無料 |
| 福山市 | 1 医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで |
| 坂町 | 1 医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |
| 上記以外の市町 | 1 医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |

3 乳幼児医療 (90)

(平成30年1月1日現在)

| 市 町 名 | 対象年齢等 | 一部負担金 |
|-----------------------------------|----------------------------|---|
| 熊野町 | 入院：中学校3年生まで 通院：就学前まで | 入院・通院とも無料 |
| 府中町 | 入院：中学3年生まで 通院：小学校6年生まで | ①住民税課税世帯は、1 医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料 |
| 廿日市市 | 入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで | ①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1 医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |
| 広島市 | 入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで | ○入院 無料 ○通院の場合(1 医療機関につき) 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 1日1,000円を限度(月2日まで) ②小学1～3年生 1日1,500円を限度(月2日まで) ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) |
| 坂町 | 入院：小学校6年生まで 通院：就学前まで | 1 医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |
| 三次市 安芸高田市 安芸太田町 北広島町 世羅町 神石高原町 | 入通院とも18歳到達後最初の3月31日まで | 1 医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで |
| 三原市 尾道市 府中市 庄原市 大竹市 大崎上島町 | 入通院とも中学校3年生まで | |
| 東広島市 海田町 | 入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで | |
| 竹原市 江田島市 | 入通院とも小学校6年生まで | |
| 呉市 | 入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで | |
| 福山市 | 入院：小学校6年生まで 通院：就学前まで | |

※ _____ は、平成30年1月1日から変更となる市町

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。